



# 島根県報

平成27年3月27日（金）

号外第53号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【教委規則】

島根県教育委員会会議規則の一部を改正する規則	(教育庁総務課)	2
島根県教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則	( " )	3
島根県教育委員会規則等の公布に関する規則の一部を改正する規則	( " )	3
職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	( " )	3
島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則	( " )	4
教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則	( " )	4
島根県総合教育審議会規則の一部を改正する規則	( " )	5
島根県教育委員会教育長職務代行者の指定に関する規則を廃止する規則	( " )	5
島根県教育委員会公文書の管理に関する規則の一部を改正する規則	( " )	6
教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規則	( " )	6
教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則	(学校企画課)	6
教員免許更新制に関する規則の一部を改正する規則	( " )	7
島根県教育公務員採用志願者名簿規則を廃止する規則	( " )	7

### 【教委訓令】

島根県教育委員会公文書管理規程の一部改正	(教育庁総務課)	8
島根県教育庁等公印規程の一部改正	( " )	8
島根県教育庁等組織規則施行規程の一部改正	( " )	9

### 【教育長訓令】

教育事務決裁規程の一部改正	(教育庁総務課)	9
教育長の権限を委任する規程の一部改正	( " )	9
教育財産の管理等に関する規程の一部改正	(教育施設課)	10

**教 育 委 員 会 規 則**

島根県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 27 日

島根県教育委員会委員長 仲 佐 久 子

**島根県教育委員会規則第 2 号**

島根県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

島根県教育委員会会議規則（昭和23年島根県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「」第15条を「。以下「法」という。）第14条第 9 項及び第16条」に、「の会議その他教育委員会」を「（以下「委員会」という。）の会議の議事録の作成及び公表並びに委員会の会議その他委員会」に改める。

第 1 条の 2 を削る。

第 2 条第 2 項中「補欠委員」を「補欠の教育長又は委員」に改める。

第 3 条並びに第 4 条第 2 項及び第 3 項中「委員長」を「教育長」に改める。

第 4 条の 2 を削る。

第 5 条から第 7 条までの規定、第 9 条、第10条第 2 項、第12条並びに第13条第 1 項及び第 3 項中「委員長」を「教育長」に改める。

第14条中「又は」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第15条及び第17条から第19条までの規定中「委員長」を「教育長」に改める。

第20条中「すべて」を「全て」に、「委員長」を「教育長」に改める。

第 4 章の章名を次のように改める。

**第 4 章 議事録**

第22条第 1 項中「委員長」を「教育長」に、「会議録」を「議事録」に改め、同条第 2 項中「会議録」を「議事録」に、「委員長」を「教育長」に改める。

第23条中「会議録」を「議事録」に、「次のようである」を「次のとおりとする」に改める。

第24条を次のように改める。

**第24条** 議事録は、公表するものとする。ただし、非公開の会議の議事録は、会議で特に必要と認められた部分は非公表とすることができる。

第26条、第27条及び第32条中「委員長」を「教育長」に改める。

第 6 章の次に次の 1 章を加える。

**第 7 章 雑則**

**第33条** 法第14条第 6 項の規定により教育長が議事に参与することができない場合その他この規則の規定による教育長の職務を教育長が行うことが適当でないと認められる場合は、委員会の定めるところにより、委員会の指定する委員が当該職務を行うことができる。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、この規則による改正後の島根県教育委員会会議規則第 1 条、第 2 条第 2 項、第 3 条、第 4 条第 2 項及び第 3 項、第 5 条、第 6 条第 2 項、第 7 条、第 9 条、第10条第 2 項、第12条、第13条第 1 項及び第 3 項、第15条、第17条、第 18 条、第19条第 1 項、第20条、第 4 章、第26条、第27条、第32条並びに第 7 章の規定は適用せず、この規則による改正

前の島根県教育委員会会議規則第1条、第1条の2、第2条第2項、第3条、第4条第2項及び第3項、第4条の2、第5条、第6条第2項、第7条、第9条、第10条第2項、第12条、第13条第1項及び第3項、第15条、第17条、第18条、第19条第1項、第20条、第4章、第26条、第27条並びに第32条の規定は、なおその効力を有する。

島根県教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月27日

島根県教育委員会委員長 仲 佐 久 子

### 島根県教育委員会規則第3号

島根県教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則

島根県教育委員会会議傍聴人規則（昭和23年島根県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「会議」を「教育委員会の会議（以下「会議」という。）」に改める。

第2条第3号中「委員長」を「教育長」に改める。

第5条第4号中「委員及び」を「教育長及び委員並びに」に改める。

第6条中「委員長」を「教育長」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の島根県教育委員会会議傍聴人規則第2条第3号、第5条第4号及び第6条の規定は適用せず、この規則による改正前の島根県教育委員会会議傍聴人規則第2条第3号、第5条第4号及び第6条の規定は、なおその効力を有する。

島根県教育委員会規則等の公布に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月27日

島根県教育委員会委員長 仲 佐 久 子

### 島根県教育委員会規則第4号

島根県教育委員会規則等の公布に関する規則の一部を改正する規則

島根県教育委員会規則等の公布に関する規則（昭和31年島根県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の島根県教育委員会規則等の公布に関する規則第1条の規定は適用せず、この規則による改正前の島根県教育委員会規則等の公布に関する規則第1条の規定は、なおその効力を有する。

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 27 日

島根県教育委員会委員長 仲 佐 久 子

**島根県教育委員会規則第 5 号**

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和31年島根県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第19条第 1 項」を「第18条第 1 項」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、この規則による改正後の職員及び職員の職の設置に関する規則第 3 条の規定は適用せず、この規則による改正前の職員及び職員の職の設置に関する規則第 3 条の規定は、なおその効力を有する。

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 27 日

島根県教育委員会委員長 仲 佐 久 子

**島根県教育委員会規則第 6 号**

島根県教育庁等組織規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等組織規則（昭和43年島根県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第18条第 1 項」を「第17条第 1 項」に改める。

第14条の 5 第 1 項中「課を」を「課又はスタッフを」に改め、「それぞれ」を削り、同項の表中

「



」を「



」に改め、同表総務課の項の次に次のように加える。

高速道路調査推進 スタッフ	
------------------	--

第14条の 5 第 2 項中「課」の次に「、スタッフ」を加える。

第31条の表教科用図書選定審議会の項中「第 9 条」を「第 8 条」に改める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、この規則による改正後の島根県教育庁等組織規則第 3 条の規定は適用せず、この規則による改正前の島根県教育庁等組織規則第 3 条の規定は、なおその効力を有する。

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 27 日

島根県教育委員会委員長 仲 佐 久 子

**島根県教育委員会規則第7号**

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和59年島根県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第1項」を「第25条第1項」に改め、「臨時代理」の次に「並びに同条第3項の規定に基づく委任された事務及び臨時に代理した事務の管理及び執行の状況の教育委員会への報告」を加える。

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

2 教育長は、前項の規定により委任を受けた事務のうち、教育長が重要と認めるもの又は委員から報告の請求があったものについては、教育委員会の会議において報告しなければならない。

第3条第1項中「第17号」を「第16号」に改める。

第4条中「第17号」を「第16号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 教育長は、前項の規定により専決した事務のうち、次の各号に掲げるものについては、教育委員会の会議において報告しなければならない。

(1) 前項第1号、第2号、第4号、第6号及び第8号に掲げるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、教育長が重要と認めるもの又は委員から報告の請求があったもの

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の教育長に対する事務の委任等に関する規則第1条、第2条、第3条第1項及び第4条の規定は適用せず、この規則による改正前の教育長に対する事務の委任等に関する規則第1条、第2条、第3条第1項及び第4条の規定は、なおその効力を有する。

---

島根県総合教育審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 27 日

島根県教育委員会委員長 仲 佐 久 子

**島根県教育委員会規則第8号**

島根県総合教育審議会規則の一部を改正する規則

島根県総合教育審議会規則（平成15年島根県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「並びに」を「及び」に改め、「委員長及び」を削る。

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

---

島根県教育委員会教育長職務代行者の指定に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 27 日

島根県教育委員会委員長 仲 佐 久 子

**島根県教育委員会規則第9号**

島根県教育委員会教育長職務代行者の指定に関する規則を廃止する規則

島根県教育委員会教育長職務代行者の指定に関する規則（平成16年島根県教育委員会規則第13号）は、廃止する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、この規則による廃止前の島根県教育委員会教育長職務代行者の指定に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

---

島根県教育委員会公文書の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 27 日

島根県教育委員会委員長 仲 佐 久 子

#### 島根県教育委員会規則第10号

島根県教育委員会公文書の管理に関する規則の一部を改正する規則

島根県教育委員会公文書の管理に関する規則（平成23年島根県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。  
別表 8 の項第 1 号中「会議録」を「議事録」に改める。

##### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、この規則による改正後の島根県教育委員会公文書の管理に関する規則別表 8 の項第 1 号の規定は適用せず、この規則による改正前の島根県教育委員会公文書の管理に関する規則別表 8 の項第 1 号の規定は、なおその効力を有する。

---

教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 27 日

島根県教育委員会委員長 仲 佐 久 子

#### 島根県教育委員会規則第11号

教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規則

教育長の勤務時間その他の勤務条件については、職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第 9 号）の適用を受ける職員の例による。

##### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、この規則の規定は、適用しない。

---

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 27 日

島根県教育委員会委員長 仲 佐 久 子

**島根県教育委員会規則第12号**

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（昭和26年島根県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項第4号中「幼稚園」の次に「及び幼保連携型認定こども園」を加え、同項第7号中「及び」を「、児童及び生徒の養護をつかさどる主幹教諭、幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭並びに」に改め、同項第7号の2中「栄養教諭（」を「栄養教諭、児童及び生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに幼保連携型認定こども園の主幹栄養教諭（」に改める。

第30条中「幼稚園」の次に「及び幼保連携型認定こども園」を加える。

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

---

教員免許更新制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

島根県教育委員会委員長 仲 佐 久 子

**島根県教育委員会規則第13号**

教員免許更新制に関する規則の一部を改正する規則

教員免許更新制に関する規則（平成21年島根県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「縣市町教育委員会」を「縣市町村教育委員会」に改め、同条第2号中「又は特別支援学校」を「、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(3) 島根県内の幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事

第5条第1号中「縣市町村の」を「縣市町村が」に、「縣市町村教育委員会」を「、縣市町村教育委員会」に改め、「引き続いて」を削り、「引き続き」を「引き続いて」に改め、同条第2号中「又は特別支援学校」を「、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(3) 島根県内の幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事

第7条第1号中「島根県教育委員会若しくは」を削り、「縣市町村教育委員会の要請」を「、縣市町村教育委員会の要請」に改め、「引き続いて」を削り、「引き続き」を「引き続いて」に改め、同条第2号中「又は特別支援学校」を「、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(3) 島根県内の幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人の理事

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

---

島根県教育公務員採用志願者名簿規則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

島根県教育委員会委員長 仲 佐 久 子

**島根県教育委員会規則第14号**

島根県教育公務員採用志願者名簿規則を廃止する規則

島根県教育公務員採用志願者名簿規則（昭和24年島根県教育委員会規則第8号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

## 教 育 委 員 会 訓 令

### 島根県教育委員会訓令第1号

本 庁  
教 育 事 務 所  
埋蔵文化財調査センター  
教 育 機 関  
県 立 学 校

島根県教育委員会公文書管理規程（平成23年島根県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月27日

島根県教育委員会委員長 仲 佐 久 子

第5条第1項第2号中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第7条中「若しくは委員長名」を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この訓令による改正後の島根県教育委員会公文書管理規程第5条第1項第2号及び第7条の規定は適用せず、この訓令による改正前の島根県教育委員会公文書管理規程第5条第1項第2号及び第7条の規定は、なおその効力を有する。

### 島根県教育委員会訓令第2号

本 庁  
教 育 事 務 所  
埋蔵文化財調査センター  
教 育 機 関  
県 立 学 校

島根県教育庁等公印規程（平成23年島根県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月27日

島根県教育委員会委員長 仲 佐 久 子

別表第1委員長印の項を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合に

においては、この訓令による改正前の島根県教育庁等公印規程別表第1 委員長印の項の規定は、なおその効力を有する。

### 島根県教育委員会訓令第3号

本 庁  
教 育 事 務 所  
埋蔵文化財調査センター  
教 育 機 関

島根県教育庁等組織規則施行規程（昭和43年島根県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月27日

島根県教育委員会委員長 仲 佐 久 子

第3条中「各課」の次に「、スタッフ」を加える。

#### 附 則

この訓令は、平成27年 4月 1日から施行する。

## 教 育 長 訓 令

### 島根県教育委員会教育長訓令第1号

本 庁  
出先機関  
県立学校

教育事務決裁規程（昭和45年島根県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月27日

島根県教育委員会教育長 藤 原 孝 行

第4条第1項中「グループリーダー」の次に「及び企画幹（以下「グループリーダー等」という。）」を加える。

第5条の見出し及び同条第1項中「グループリーダー」を「グループリーダー等」に改める。

第12条の表課長の項中「グループリーダー」の次に「を置く課にあってはグループリーダー又は企画幹を置く課にあっては企画幹」を加える。

第16条の表グループリーダーの項中「グループリーダー」を「グループリーダー等」に改める。

別表第3 中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同表第12号中「及び第14号」を「及び第15号」に改め、同号を同表第13号とし、同表中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 1件50,000円未満の物件等の借入れを決定すること。

#### 附 則

この訓令は、平成27年 4月 1日から施行する。

### 島根県教育委員会教育長訓令第2号

本 庁  
出先機関  
県立学校

教育長の権限を委任する規程（昭和47年島根県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月27日

島根県教育委員会教育長 藤 原 孝 行

第1条中「第26条第2項」を「第25条第4項」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成27年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この訓令による改正後の教育長の権限を委任する規程第1条の規定は適用せず、この訓令による改正前の教育長の権限を委任する規程第1条の規定は、なおその効力を有する。

---

**島根県教育委員会教育長訓令第3号**

本 庁  
教 育 事 務 所  
埋蔵文化財調査センター  
教 育 機 関  
県 立 学 校

教育財産の管理等に関する規程（昭和47年島根県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月27日

島根県教育委員会教育長 藤 原 孝 行

第1条中「第23条第2号」を「第21条第2号」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成27年 4月 1日から施行する。